

助成に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第4条第5号の規定に基づき、アマチュア無線業務及び電波科学の発展の寄与に対する助成に関し、定めることを目的とする。

(助成方法)

第2条 助成は、次により行うものとする。

- (1) 助成金の交付
- (2) 無線機器、空中線系、電源装置、測定機器等の貸与又は供与
- (3) その他

(助成の審査・決定)

第3条 助成の適否、助成方法、助成の範囲等の審査及び決定は理事会で行う。

第4条 削除

第5条 削除

(助成対象)

第6条 助成は、次のいずれかに該当するものに対して行うことができるものとする。

- (1) 電波科学に関する、学校教育等の実施に積極的に貢献するもの
- (2) アマチュア無線を通じて、社会の福祉に積極的に貢献するもの
- (3) アマチュア無線の発展に寄与するもの
- (4) アマチュア無線の実態の調査を行うもの
- (5) アマチュア無線制度改善のための資料の収集を行うもの
- (6) アマチュア無線を通じて、国際親善に寄与又は協力するもの

(学校等の社団局への助成)

第7条 前条に規定するもののほか、次の第1号に掲げる学校に、当該学校の児童、生徒又は学生の課外活動のために開設する社団局又は第2号及び第3号に掲げる団体が開設する社団局は、申請により連盟会費の助成を受けることができるものとする。ただし、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、専修学校、及び大学にあっては、クラブ規程第4条に定める本連盟登録クラブ(学校クラブ)となることとする。

- (1) 学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校、及び大学
- (2) 児童福祉法に規定する児童館、児童センター等の児童厚生施設及び地方自治体が条例等で規定する子ども科学館、青少年科学館等の青少年教育施設が当該施設の主たる目的の利用者に供するもの。
- (3) 主たる構成員が身体障がい者である団体

2 前項の学校等の社団局に対する助成金の額は、規則第13条に定める社団会員の会費の年額の範囲内とする。

(青少年に対する助成)

第8条 第6条及び前条に規定するもののほか、毎年4月1日現在において22歳未満の青少

年であって、1年分の会費を納入して正員若しくは准員として入会しようとしている者又は1年以上の会費を納入している正員若しくは准員である者は、申請により助成を受けることができるものとする。ただし、次の各号に掲げる者には適用しない。

- (1) 家族会員になっている者
- (2) 会費の前納者

2 前項の助成金の額は、規則第13条に定める会費の年額の範囲内とする。

(申請)

第9条 助成金を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる区分に従い右欄に掲げる書類を会長に申請するものとする。

助成の区分	提出書類
1 第7条第1項第1号から第2号までに該当する学校等の社团局への助成	1 助成申請書(別表第1号乙様式) 2 所属学校長等の証明書(別表第2号乙様式)
2 第7条第1項第3号に該当する団体の社团局への助成	1 助成申請書(別表第1号乙様式) 2 申請者の所在する地域の地方本部長又は支部長の証明書(別表第2号甲様式)
3 第8条に該当する青少年に対する助成	1 助成申請書(別表第1号丙様式) 2 助成を受けようとする者の無線従事者免許証の写し(准員の場合にあっては、学生証又は住民票の写し)
4 その他の助成	1 助成申請書(別表第1号甲様式) 2 申請者の住居又は所在する地域の地方本部長又は支部長の証明書(別表第2号甲様式)

(外国人等の申請)

第10条 外国のアマチュア団体又は個人であって助成を受けようとする者は、書面により会長にその旨申請するものとする。

2 前項の書面の様式は、適宜のものとする。ただし、なるべく別表第1号甲様式で定める記載事項の記載を求めることとする。

(研究結果等の報告及び公開)

第11条 助成を受けた者(第7条又は第8条の規定による助成を受けた者を除く。)は、助成対象の調査研究の結果又は資料収集の状況等を会長に報告するものとする。

2 前項の調査研究の結果及び収集した資料は、連盟又は連盟承認のもとに、助成を受けた者が公表できるものとする。

(助成の取消し)

第12条 虚偽の申請により助成を受けたとき、又は助成対象となった研究、調査等が行われなかったときは、助成を取り消し、交付した助成金又は機器等を返納させることができる。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団

法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成 24 年 2 月 26 日から施行する。

平成 24 年 2 月 26 日改正 第 3 条、第 7 条、第 7 条(1)(2)(3)、第 9 条

削除 第 3 条第 2 項、第 4 条、第 5 条、第 7 条(4)

附 則

この改正規程は、平成 26 年 2 月 22 日から施行する。

平成 26 年 2 月 22 日改正 第 7 条、第 7 条(3)(4)、第 9 条

附 則

この改正規程は、平成 28 年 11 月 19 日から施行する。

平成 28 年 11 月 19 日改正 第 7 条、第 7 条(1)(2)(3)、第 8 条、

第 9 条助成の区分 1、2

削除 第 7 条(2)